特定非営利活動法人日本障害者協議会（第8回総会議案書より）

**はじめに**

**１. 障害のある人の権利保障に向けた取組**

　日本障害者協議会（JD）は、国際障害者年のスローガン「完全参加と平等」や障害者権利条約（以下、権利条約）が謳う「他の者との平等」の実現をめざし、政策提言や広く社会に訴えかける運動を展開してきている。2018年度においては、とりわけ優生保護法被害問題、中央省庁等での障害者雇用水増し問題を重視して活動した。2019年度も権利条約の実現とともに重要なテーマとして取り組んでいく。

**１）優生保護法被害問題**

「優生保護法」（1948年～1996年）によって身体と心を傷つけられ、子どもを持つ権利、子どもを持つか持たないかを選択する権利を奪われた人たちがいる。宮城県の仙台地裁に始まった裁判は全国7地裁に広がり、20人の原告が立ち上がった。被害の重大さに呼応する形で、国会内に超党派の議連もできた。

　JDは、優生保護法被害問題に対し、第1次提言、第2次提言、緊急声明を発表し、原告被害者の権利保障と回復に向けて活動してきた。被害者の多くが、自分の意思を十分に伝えられない障害のある人であり、この裁判を精一杯応援し、被害者に向けの国の真摯な謝罪、被害の大きさに応える補償、同じ過ちを繰り返さないための検証などを求めてきた。それは、JDが、「障害があることは不幸なこと」とし、いのちを選別する優生思想との闘いが、今を生きる私たちにとっても不可避であると考えるからである。

具体的な活動としては、7月にサマーセミナー「障害のある人のいのちと尊厳を学ぶ　あなたの中にある優生思想」を開催し、2016年7月に起きた津久井やまゆり園事件の背景や優生思想を学び、改めていのちの大切さを考える機会とした。2019年1、2、3月の連続講座でも「深く潜む障害者排除の現実―私たちはどう立ち向かうか」を共通テーマとし、「すべての人の社会」では「優生思想に立ち向かう」をテーマに連載を続けている。藤井代表は『わたしで最後にして　ナチスの障害者虐殺と優生思想』（合同出版、2018）を上梓し、優生思想が私たちの中に潜む問題であることを伝え、権利条約を支柱として優生思想に対峙しようとのメッセージを込めた。2018年度は「優生思想に立ち向かう」ための学習や交流を実施した1年であった。

2019年度は、被害者への謝罪や補償の法制定に際し、その水準が被害者の納得できるものかを注視しつつ、各地での裁判を応援し、適宜、問題提起を行なっていく。

**２）中央省庁等での障害者雇用水増し（ごまかし）問題**

　2018年8月に発覚した中央省庁等での水増しは、40年余もの間、障害者雇用促進法に定められた障害者雇用率をごまかしていた法律違反の問題である。2017年6月に、官公庁の雇用率2.49％と発表されたが、実際は1.19％で、3460人が水増しされていたことが判明した。固有名詞なき数多の障害のある人が、長年にわたって労働の機会を奪われていたのである。これは官製の障害者排除、差別であると考え、看過できない事件として、JDは4回にわたり声明や要望書を発表した。また、第197回臨時国会衆議院厚生労働委員会で藤井代表が、参議院厚生労働委員会で増田常務理事（立場はやどかりの里常務理事として）が意見を述べる機会を得、この問題の重大性を訴え、再検証を求めた。後日、障害のある人を対象とする国家公務員試験が実施されたが、それで問題が解決したわけではない。引き続き、水増し（ごまかし）の原因究明と再発防止の必要性を訴え、障害のある人の労働・雇用制度の抜本的な見直しを求めていく。

**２.　日本国憲法と障害者権利条約を学び・活かす運動**

**１）日本国憲法の大切さを学び、伝える活動**

　11月、障害者のしあわせと平和を考えるシリーズ4「憲法と障害者」を憲政記念館で開催した。世界に視野を広げて平和の重要性を学び、憲法への関心を広げ、深める機会を設けた。障害のある人をめぐる様々な事象に対し、意識的に憲法に照らして考える機会となり、JDの意見書や要望書への反映にもつながった。2019年度は「憲法と権利条約を踏まえ障害者の実態をみて考える」集いを11月に開催予定である。

**２）障害者権利条約を活かす活動**

　日本の障害者施策の見直しや方向性を照らす指針として、権利条約の理解を深め、学び合い、活用していくことを大きな柱の1つとして活動してきた。ことにパラレルレポート（以下、パラレポ）づくりではJD加盟団体の意見を集約し、共有するために「JDパラレポ草案」をまとめ、ウェブで公開してきた。そして、日本の権利条約の履行状況の審査（2020年9月見込み）に向けて、日本障害フォーラム（JDF）を中心に急ピッチで進められたパラレポ策定に向けて、JDも特別委員会や起草チームに積極的に関わった。障害のある人の現状に関する国内的な共通理解を得るための“もう一つの障害者白書”の意味があり、広く共有し、権利条約の実現に向けて取り組んでいく。

　並行してJDが進めてきたのが、各国のパラレポや総括所見などの日本語仮訳であり、これにより各国の政策や特徴がわかる。パラレポづくりの過程においてもこの仮訳は大きく貢献するものである。日本審査へのNGOの臨み方に資するため、2019年3月にはジュネーブで開催された障害者権利委員会（第21期）でのノルウェーの審査には、JDF傍聴団の一員として理事など4人のJD関係者が参加した。

　日本の審査に向けては、日本を担当する障害者権利委員会委員を招請して日本の現状を伝え、今秋出される事前質問事項を確認し、総括所見への影響力を発揮できるようJDFとともに取り組んでいく。

**３. 継続的な取組**

　上記の取組に加え、以下の事項についても重要課題として取り組んでいく。

**１）障害者差別解消法改正に向けての取組**

　2016年、障害者差別解消法が施行されたが、実効性のある紛争解決の仕組みなどが法制定時には先送りされた。障害者政策委員会で法の見直しに向けて検討される予定だが、その議論を注視しつつ、JDとしての意見をとりまとめ、政策提言を進めていく。

**２）所得保障並びに障害年金について**

　2017年に4200人が障害年金の支給停止の通知を受け取っていることが判明し、2018年には厚生労働大臣あてに質問状を提出し、担当課との話し合いも行なった。支給停止や、年金額が成人期の障害のある人が親から自立して生活するには極めて低水準であることなど、障害のある人にとって所得保障制度の問題は重要課題である。実態を明らかにしつつ、政策提言を行なっていく。

**３）障害者自立支援法違憲訴訟原告団・弁護団と国との基本合意10年の節目**

　介護保険との統合が意図されていた障害者自立支援法（現、障害者総合支援法）だが、第7条の介護保険優先原則をめぐって、各地で様々な問題が生じている。そうした中、介護保険を申請しないことを理由に障害福祉サービスを打ち切った岡山市に対して、市の決定取り消しを求めて提訴した浅田訴訟は、地方裁判所、高等裁判所での勝訴判決が出された。この勝訴を、介護保険優先原則の見直しをはじめとした障害者総合支援法を抜本的に見直す契機としていきたい。

2019年度は自立支援法違憲訴訟「基本合意」締結10年（2020年1月）の年度である。JDとしても10年の節目に総合支援法や介護保険法のあり方を考え、関係団体との協議も行なっていく。

**４）社会保障制度の後退を注視する**

　2016年、「我が事・丸ごと地域共生社会」を掲げ、自助の共同化としての共助（保険）を位置づけ、国の責任である社会保障を大きく後退させ、全世代型社会保障への道筋が示された。社会保障費の自然増の分を削減する動きが続き、規制緩和や市場化が進められている。障害分野では、2018年度の報酬改定によって、基本報酬に成果主義が導入され、事業運営の不安定化を招き、人材不足と合わせて、障害者支援の質の低下が懸念される。さらに、10月に予定されている消費税増税は、日々の生活に直接的な影響を及ぼすと考えられ、社会保障全体の動きを注視し、必要に応じて提言等を行なっていく。

**４. JD結成40周年を意識した活動づくり**

　2020年、JDは結成40周年を迎える。国際障害者年の前年に誕生したJDは、結成以来、国際障害者年の理念、権利条約批准後はその理念実現と周知に尽力してきた。節目の時に歴史を振り返り、未来を展望する1年としたい。そして、様々な形で40周年企画が進められるよう、準備を進めていく。財政基盤の確立も重要な課題として検討し、40周年以降の活動をも見据えつつ取り組んでいく。